

株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針

1. 基本姿勢

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、株主・投資家等との建設的な対話に積極的に取り組みます。

2. 株主・投資家等との対話に関する体制

- (1) 株主・投資家等との対話に関する業務は代表取締役社長が統括し、建設的な対話の促進に向けた体制整備を進めていきます。
- (2) 株主・投資家等から面談の希望を受け付けた場合は、その趣旨等を勘案し、合理的な範囲で取締役・執行役員等が対応します。
- (3) 株主総会での説明のほか、決算説明会およびテーマ別の説明会の開催等の投資家向けの IR 活動を行い、株主・投資家等との対話の手段の充実を図ります。
- (4) 株主・投資家等との対話において示された意見等は、経営幹部において共有するほか、その内容に応じて適時・適切に取締役会に報告します。
- (5) コーポレート・コミュニケーションを担当する部門が中心となって社内の関係部署間で実効的に連携を図り、株主・投資家等との対話に関して適切な対応を行います。

3. インサイダー情報および重要情報の管理

- (1) 株主・投資家等との対話の際は、内部情報の管理に関する社則等に従い、インサイダー情報を適切に管理します。当該社則等において許容される事由に該当する場合において、必要な手続を経たときを除き、株主・投資家等との対話において、未公表の重要事実を伝達しません。
- (2) 株主・投資家等に重要情報を公表する際は、重要情報の公表に関する社則等に従い、公正に行います。